

都内産農畜産物(第114報)、水産物(第74報)及び林産物(第30報)の放射性物質検査結果

平成25年10月10日

1 農産物の結果

品目	採取場所	採取日	検査機関	検査結果【放射能濃度 (Bq/kg)】	
				セシウム-134	セシウム-137
1 コマツナ (施設栽培)	葛飾区内農家	平成25年10月 4日	東京都農林総合 研究センター	ND (< 5)	ND (< 6)
2 コマツナ (施設栽培)	江戸川区内農家	平成25年10月 4日		ND (< 5)	ND (< 6)
3 コマツナ (露地栽培)	板橋区内農家	平成25年10月 4日		ND (< 5)	ND (< 6)
4 コマツナ (施設栽培)	東村山市内農家	平成25年10月 4日		ND (< 5)	ND (< 5)
5 エダマメ (露地栽培)	足立区内農家	平成25年10月 4日		ND (< 5)	ND (< 6)
6 キウイフルーツ (露地栽培)	練馬区内農家	平成25年10月 4日		ND (< 4)	ND (< 6)

※ 農産物の放射性セシウムの基準値はセシウム-134と137の合計で100Bq/kg (農林水産物の食品群は「一般食品」に分類)

※ 「ND」とは、検査機関の分析による検出限界値未満を示す。()内の数値は検出限界値

2 水産物の結果

品目	採取場所	採取日	検査機関	検査結果【放射能濃度 (Bq/kg)】	
				セシウム-134	セシウム-137
1 ウナギ	旧江戸川 (漁業権区域内) ① (江戸川区)	平成25年 9月 30日	いであ(株)	ND (< 6.0)	ND (< 6.0)
2 ウナギ	旧江戸川 (漁業権区域内) ② (江戸川区)	平成25年 9月 30日		ND (< 5.7)	10.8
3 ウナギ	旧江戸川 (漁業権区域内) ③ (江戸川区)	平成25年 9月 30日		ND (< 5.7)	ND (< 5.7)
4 ウナギ	旧江戸川河口域 ① (江戸川区)	平成25年 9月 30日		ND (< 7.1)	ND (< 6.8)
5 ウナギ	旧江戸川河口域 ② (江戸川区)	平成25年 9月 30日		ND (< 6.3)	9.7
6 ウナギ	旧江戸川河口域 ③ (江戸川区)	平成25年 9月 30日		ND (< 6.7)	ND (< 6.9)
7 ウナギ	新中川 ① (江戸川区)	平成25年 9月 30日	東北緑化環境 保全(株)	ND (< 5.4)	ND (< 5.5)
8 ウナギ	新中川 ② (江戸川区)	平成25年 9月 30日		ND (< 4.6)	6.3
9 ウナギ	新中川 ③ (江戸川区)	平成25年 9月 30日		ND (< 5.0)	5.9
10 ウナギ	中川下流域 ① (江戸川区)	平成25年 9月 30日	(一財)日本冷凍 食品検査協会	ND (< 4.6)	ND (< 5.0)

品目	採取場所	採取日	検査機関	検査結果【放射能濃度 (Bq/kg)】	
				セシウム-134	セシウム-137
11	ウナギ 中川下流域 ② (江戸川区)	平成25年 9月 30日	(一財)日本冷凍 食品検査協会	ND(<4.6)	ND(<5.4)
12	ウナギ 中川下流域 ③ (江戸川区)	平成25年 9月 30日		5.3	7.0
13	ウナギ 荒川下流域 ① (江戸川区)	平成25年 9月 30日		ND(<4.5)	6.6
14	ウナギ 荒川下流域 ② (江戸川区)	平成25年 9月 30日		4.9	11.6
15	ウナギ 荒川下流域 ③ (江戸川区)	平成25年 9月 30日		ND(<4.1)	ND(<4.2)
16	ウナギ 荒川下流域 ④ (江戸川区)	平成25年 9月 30日	東北緑化環境 保全(株)	ND(<4.7)	8.2
17	ウナギ 荒川下流域 ⑤ (江戸川区)	平成25年 9月 30日		ND(<5.3)	8.0
18	ウナギ 荒川下流域 ⑥ (江戸川区)	平成25年 9月 30日		ND(<7.2)	ND(<4.9)

※ 水産物の放射性セシウムの基準値はセシウム-134と137の合計で100Bq/kg（農林水産物の食品群は「一般食品」に分類）

3 林産物の結果

品目	採取場所	採取日	検査機関	検査結果【放射能濃度 (Bq/kg)】		
				セシウム-134	セシウム-137	
1	原木シイタケ（露地栽培）	奥多摩町内生産者	平成25年10月 7日	東京都農林総合 研究センター	ND(< 4)	7.2
2	原木シイタケ（施設栽培）	青梅市内生産者	平成25年10月 7日		ND(< 5)	ND(< 6)
3	菌床シイタケ（施設栽培）	青梅市内生産者	平成25年10月 7日		ND(< 6)	ND(< 7)

※ 林産物の放射性セシウムの基準値はセシウム-134と137の合計で100Bq/kg（農林水産物の食品群は「一般食品」に分類）

4 その他

これまでの結果は、産業労働局のホームページをご覧ください。 <http://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.jp/whats-new/nousanbutu.html>

【問い合わせ先】

- 都内産農林産物の放射能検査に関すること
産業労働局農林水産部食料安全課
- 都内産水産物の放射能検査に関すること
産業労働局農林水産部水産課

電話：03-5320-4834

内線：37-341

電話：03-5320-4848

内線：37-421